

。）により、又は自己の都合により勤務しなかつた月がある場合は、当該月を勤続期間に含めない。

（揭示済）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

### 宇治市条例第23号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（宇治市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「基づく職員（宇治市臨時職員の勤務時間、賃金等に関する条例（平成24年宇治市条例第18号）第2条に規定する臨時職員を除く）」を「基づき、職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ）」に改める。

第24条を次のように改める。

（臨時的任用職員の給与）

第24条 法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、第1条の2から前条までの規定にかかわらず、他の職員との権衡、その職務の内容等を考慮して任命権者が定める。

（宇治市職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第2条 宇治市職員の勤務時間に関する条例（昭和26年宇治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員等の勤務時間）

第8条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の勤務時間については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の内容等を考慮して任命権者が定める。

（宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項」を「第22条の2第1項に規定する職員又は同法第28条の4第1項」に、「又は」を「若しくは」に、「者を」を「職員を」に改める。

（職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（昭和26年宇治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「月額及び」を「額及び」に、「月額の合計額」を「額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の月額、日額又は時間額及びこれらに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第5条 職員の分限に関する条例（昭和28年宇治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3年」を「3年（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、同条第2項の規定により任命権者が定める任期）」に改める。

第12条の見出しを「（臨時的任用職員の特例）」に改め、同条中「臨時的」を「法第22条の3第4項の規定により臨時的」に、「職員の任用に関する条例（昭和28年宇治市条例第21号）第3条各号に該当する事由」を「その任用の必要」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第6条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額（宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）以外の再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号アからウまでの規定中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第2条の3第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に、「再任用短時間勤務職員が前号」を「非常勤職員が前号」に、「再任用短時間勤務職員の」を「非常勤職員の」に、「再任用短時間勤務職員で」を「非常勤職員で」に改め、同号ア中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第2条の4各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に、「再任用短時間勤務職員で」を「非常勤職員で」に改め、同条第1号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第3条第8号中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤職員」に改める。

第5条の3第1項中「職員の」を「職員（同条例の適用を受ける職員をいう。以下この条及び第9条において同じ。）の」に改める。

第6条第1項中「が職務」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（部分休業をすることができない職員）

第7条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部分休業の承認）」を付し、同条第2項中「関する休暇」を「関する休暇（以下「育児時間」という。）に、「規定する承認」を「規定する介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認」に、「職員に」を「職員（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）を除く。）に」に、「休暇を承認されている時間又は当該」を「育児時間又は当該介護をするための時間の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき

、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第9条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付す。

第10条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付す。

（宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宇治市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「臨時的」を「地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的」に、「地方公務員法」を「同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」に改める。

（職員の任用に関する条例の廃止）

第9条 職員の任用に関する条例（昭和28年宇治市条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第6条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

（揭示済）

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

#### 宇治市条例第24号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年宇治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「に規定する」を「及び第3号に掲げる」に改め、同項第2号中「事務事業」を「事務又は事業」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市文化芸術振興条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

#### 宇治市条例第25号

宇治市文化芸術振興条例

宇治は、京都・奈良の中間に位置することから、古代より交通の要衝として発展してきた。また、宇治川と山々が織り成す風光は歌人たちを魅了し、宇治の情景は多くの歌に詠まれてきた。平安時代

には、貴族の別業の地として栄え、源氏物語宇治十帖の舞台となるなど、華麗な王朝文化の一端を担った。鎌倉時代に茶の栽培が始まり、室町時代以降は有力な茶の産地となる。江戸時代、宇治茶が高級茶の代名詞としての名声を確立するとともに、平家物語などの古典文学作品が広く読まれ、その舞台となつた宇治の名も知れ渡つてゆく。

このように、宇治は、それぞれの時代で新たな特色を生み出し、豊かな文化と伝統、歴史を築き上げてきた。

現代に生きる我々の暮らしには、世界遺産をはじめとする多くの文化財、幾千年の時を超えて滔々と流れる宇治川の清流、豊かな緑と茶園景観、歴史ある町並みなど、魅力ある文化と伝統、歴史が息づいている。

これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、自主的かつ創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、本市の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、本市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、本市が市民、文化芸術団体及び事業者と協働して文化芸術の継承及び発展に努め、並びに文化芸術活動の促進を図り、もつて心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とするものをいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、享受し、保護し、活用し、継承し、又はこれらの活動を支援することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
- (4) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者それぞれの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、本市、市民、文化芸術団体及び事業者が協働して文化芸術活動の促進が図られなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興を図るための施策（以下「施策」という。）を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を相互に理解し、尊重するよう努めるものとする。

（文化芸術団体の役割）

第6条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層促進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

（施策の推進）

第8条 本市は、この条例の目的を達成するために、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 文化芸術活動を行う機会の充実に関すること。
- (2) 文化芸術活動に係る交流の促進に関すること。
- (3) 高齢者の文化芸術活動の促進に関すること。
- (4) 障害者の文化芸術活動の促進に関すること。
- (5) 青少年の文化芸術活動の促進に関すること。
- (6) 文化芸術の担い手の育成に関すること。
- (7) 文化芸術活動に係る情報の収集及び発信に関すること。

（文化芸術振興基本計画）

第9条 本市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「文化芸術振興基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 本市は、文化芸術振興基本計画の策定に当たっては、市民、文化芸術団体及び事業者から広く意見を聴き、これを反映するよう十分配慮するものとする。
- 3 本市は、文化芸術振興基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、文化芸術振興基本計画を変更する場合について準用する。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市農業委員会委員等定数条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第26号

宇治市農業委員会委員等定数条例の一部を改正する条例

宇治市農業委員会委員等定数条例（平成29年宇治市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、5人」を「、4人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月20日から施行する。

（揭示済）

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第27号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び退職手当（これらに相当する報酬を含む。）並びに期末手当とする。

2 第3条、第5条の2、第6条、第8条から第11条まで、第12条、第15条及び第16条の2本文の規定は、それぞれ管理者が定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、第5条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の合計額」とあるのは「給料（これに相当する報酬を含む。）の額」と、第15条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と読み替えるものとする。

3 退職手当（これに相当する報酬を含む。）については、管理者が定めるところにより支給する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（臨時的任用職員の給与）

第18条 地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の給与の種類及び基準については、第2条から第16条の2までの規定にかかわらず、これらの条に定める給与の種類及び基準に準じて管理者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第28号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（揭示済）

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第29号

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（掲示済）

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年12月27日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第30号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「、次」を「、次の各号」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第3号及び第4号を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円（職員に同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）がない場合には、10,500円）、扶養親族たる子については1人につき8,500円（職員に配偶者が不在の場合には、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合には、そのうち1人については9,000円）とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に、「第1号に該当する」を「第1号に掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に、「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 扶養親族たる配偶者がある職員が扶養親族たる子のない職員となつた場合（前号に該当する場合及び扶養親族たる子が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

第9条第2項本文中「、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合において」を「、職員に扶養親族で前項の

規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき」に、「すべて」を「全て」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる子を有するに至つた場合における当該扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の支給額の改定、扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある職員が扶養親族たる子のない職員となつた場合（扶養親族たる子が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）における当該扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の支給額の改定、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第9条の3第2項中「2,100円」を「1,100円」に改め、同条第4項中「に掲げる」を「の規定により住居手当を支給される」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第3条の2、第4条関係）

職員 の区 分	職務 の級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給 給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		147,800	197,800	234,300	267,400	293,300	323,200	367,500	413,200
2		148,900	199,700	235,900	269,200	295,600	325,400	370,100	415,700
3		150,100	201,500	237,400	271,100	297,700	327,800	372,500	418,200
4		151,300	203,300	239,100	273,200	299,700	330,000	375,200	420,600
5		152,400	204,800	240,500	274,900	301,600	332,200	377,100	422,500
6		153,500	206,600	242,200	276,800	303,800	334,200	379,600	424,900

